

平成23年 第2回定例会
防災農水商工常任委員会 説明資料

(所管事項説明)

1. 「2011年版県政報告書（案）」について (別添1)
2. 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する
基本計画（案）について 1、(別添2)
3. 三重県水産業・漁村振興指針（案）について 2、(別添3)
4. 産業集積の推進について 3
5. 中小企業の高付加価値化を通じた活力
の向上について 4
6. 三重県観光振興条例（仮称）の制定に向けた
検討について 5、(別添4)
7. 三重の観光営業拠点事業の実施について 6、(別添5)
8. 各種審議会等の審議状況の報告について 7
9. 平成23年第2回景況調査結果について (別添6)

平成23年6月
農水商工部

2 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（案） について

本県では、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（平成22年12月制定・施行）」に基づき、おおむね10年先を見通した基本計画の策定に向けた検討を進めています。

これまで、計画策定懇話会や県議会防災農水商工常任委員会を中心に基本計画（中間案）に関する議論をいただくとともに、パブリックコメントを実施して県民意見の計画案への反映を行いました。

1 計画（案）の概要

三重県農業・農村の活性化のためには、食に対する県民の多様化する期待に応えるとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要であることを踏まえて、条例の基本的施策に基づく4つの施策体系のもと、さまざまな取組を進めます。

第1章では、基本計画の策定趣旨や性格、計画期間を整理するとともに、第2章では、取組検討の基礎となる本県農業・農村を取り巻く環境や課題などを整理しています。

第3章では、農業・農村の活性化に向けた取組を進めるため基本的な考え方と、4つの基本施策に基づく具体的な施策展開の内容を盛り込むとともに、第4章では、計画の着実な実践に向けた推進体制と、地域の創意工夫を重視し、地域の総合力を引き出していく「地域活性化プラン」の仕組みを位置づけています。

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（案）及び計画（案）の概要については、別添2-1、2-2、2-3のとおりです。

2 計画策定懇話会、パブリックコメントの実施について

県民の皆さんからの意見集約を下記のとおり実施し、計画案への反映を図りました。

- (1) 計画策定懇話会 実施期間 平成22年9月22日～平成23年3月14日
 実施回数 4回

農業者、食品産業事業者、消費者、学識経験者等14名で構成する懇話会を開催し、計画の考え方や内容について意見交換を行い、計画案への反映を図りました。

懇話会でいただいた意見は、別添2-4にまとめています。

- (2) パブリックコメント 実施期間 平成23年3月17日～4月15日
 意見総数 33件

17のコメントが寄せられ、33件の意見がありました。

県民の皆さんとの意見とこれについての県の考え方を、別添2-5にまとめています。

3 今後のスケジュール

新しい県政ビジョンの検討状況とも整合を図りつつ本年度中に計画を策定したいと考えています。

3 三重県水産業・漁村振興指針（案）について

将来に希望のもてる三重県水産業・漁村の姿を明確にした上で、県・市町・流通業者・漁協・漁業者など関係者全てがそれを共有し、連携して取り組んでいくため、概ね10年先にめざす姿を明確にし、この実現に取り組む基本施策の展開方向を明らかにする「三重県水産業・漁村振興指針（仮称）」の策定を進めています。

1 指針（案）の概要

「県民が期待する水産物を安定的に供給できる希望ある水産業・漁村の実現」をめざし、地域自らが水産業のあり方や漁村の活性化に取り組む「地域水産業・漁村振興計画（仮称）」の策定と実行や、県1漁協の構築を進める中で

- ①高い付加価値を生み出す水産業の確立
 - ②地域資源を生かした漁村の活力向上
 - ③自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築
- を進めていくこととしています。

2 懇話会、パブリックコメント等の実施について

策定作業にあたっては、県民の皆様からの意見集約を次のとおり実施し、指針（案）に反映しました。

（1）懇話会

学識経験者、消費者、流通業者加工業者及び漁業関係者で構成する懇話会を開催して、意見交換を行いました。

実施期間 平成22年10月8日～平成23年3月22日

実施回数 3回

（2）漁業者からの意見聴取

漁業者及び市町の水産行政担当者からの意見聴取を行いました。

実施期間 平成22年7月26日～平成22年12月16日

実施回数 16回

（3）パブリックコメント

8件の意見が寄せられました。

実施期間 平成23年3月31日～平成23年5月2日

3 今後のスケジュール

新しい県政ビジョンとの検討状況とも整合をはかりつつ、本年度中に指針を策定したいと考えています。

4 産業集積の推進について

1 現状（背景、課題）

県内経済を持続的に発展させるためには、強靭で多様な産業構造への転換を促進し、さらなる産業の集積と雇用機会の創出につなげていくことが重要です。

本県では、地域経済の核となる産業を集積するため、クリスタル、シリコン、メディカルの3つのバレー構想を基軸に先端的産業などの誘致をはかることに加え、研究開発の促進、産業技術人材の育成などに取り組んでいます。

未曾有の経済危機や東日本大震災などを踏まえると、今後、成長性のある産業や地域資源を生かした産業などの集積に向けた新たな取組が求められています。

2 今後の取組方向

（1）クリーンエネルギー関連分野の産業振興

地球規模の環境・エネルギー問題による市場の変化などに対応していくためには、県内企業の新たな分野への参入や取引拡大を促進することなどで、経済成長の牽引役となる産業を振興していく必要があります。

このため、将来大きな成長と雇用の創出が期待できるクリーンエネルギー関連分野の産業集積に向けた取組として、「クリーンエネルギー・バレー構想」の検討を進めてまいります。

クリーンエネルギー関連産業の集積への支援、企業の新規参入などを促すための人材育成、省エネにかかる研究開発の促進、企業が主体となったネットワークの構築と多様な連携の促進などを柱とした、一体的な政策を検討します。

（2）地域資源などを生かした産業振興

農林水産資源など地域資源が豊富であるという本県の特性を生かし、ネットワーク化の支援などにより、地域資源を活用した農商工連携などの取組を県内で幅広く展開していきます。

また、食品加工業が多く立地する特徴を生かし、食品関連事業者の研究開発機能を支援する仕組みとして、「みえ“食発・地域イノベーション創造拠点”」を整備したところです。この拠点を活用し、地域資源などを活用した県内企業の技術の高度化や研究開発の支援に取り組むとともに、企業間ネットワークの構築による自発的な研究開発活動を推進し、人材の育成にも取り組んでいきます。

さらに、こうした取組を進める中で、地域資源などを活用する企業の設備投資や新たな企業進出につなげていきます。

5 中小企業の高付加価値化を通じた活力の向上について

1. 現状（背景・課題）

県では、これまでに中小企業が取り組む技術開発や新たな分野への進出などの支援、円滑な資金調達などを通じた中小企業の経営基盤の強化に取り組んできました。

しかし、中小企業の経営は、グローバル化の進展や地球規模での環境・エネルギー問題、国内の人口減少や少子高齢化などの影響を受けて、大きな転換期にあります。このような中で、中小企業には、自らを取り巻く経営環境や市場動向の変化に的確に対応し経営を維持していくために、常に取引先や市場が求める付加価値を提供していくことが求められています。

2. 今後の取組方向

中小企業を取り巻く環境が大きく変化しようとしている中で、中小企業が活発な事業活動を継続していくために必要な高付加価値化を促進するための技術開発や市場開拓、新たな分野への挑戦などを支援します。

（1）中小企業の実態に合わせた「ものづくり」支援

多様な中小企業の実態に合わせ、研究開発、マーケティング、販路開拓、資金調達などを一体的に支援していくことが必要だと考えており、将来を見据えた経営戦略をパッケージ支援できる「メイド・イン・三重ものづくり推進事業」を創設します。

（2）付加価値を高める技術提供などによる市場開拓

中小企業の技術をアピールし取引につなげる押し掛け商談会を昨年に引き続き実施し、新たな市場開拓や発注企業の技術動向の把握を支援します。

また、特色ある技術を持つ中小企業が連携して取り組む中小企業連合（シンジケート）の活動を支援し、中小企業の新規取引先の開拓を促進します。

（3）次世代自動車分野への参入の促進

地球規模の環境・エネルギー問題などを背景に、次世代自動車の市場導入への要請が強まっており、部品・部材の高付加価値化が求められています。そうした中でも、「軽量化・省エネ化」などの技術への対応は今後も共通の課題として位置づけられています。このため、県内中小企業の新たな事業展開を促進するための環境整備として、中小企業が主体となった研究開発を支援するとともに、自動車メーカーを含めた企業間ネットワークの構築などを通じて、販路拡大の支援にも取り組みます。

6 三重県観光振興条例（仮称）の制定に向けた検討について

1 これまでの経緯

「三重県観光振興条例（仮称）」（以下、「条例」という。）の制定に向けた検討については、県民、市町、事業者、関係団体等、多くの関係者との間で共通認識を育むなど、合意形成を進める過程が重要との認識で取り組んでいます。

これまで、有識者懇話会における検討をはじめ、関係者との意見交換、アンケート調査、パブリックコメント等の実施、さらには講演会の開催を通じた機運の醸成にも取り組んできました。

いただいた意見等を踏まえて、「条例の骨子案」をまとめ、平成23年3月の県議会（常任委員会）において説明を行うとともに、平成23年度においても、市町への意見照会等、さらなる取組を進めているところです。

2 現在の検討状況

観光は、地域の魅力の再発見を通じて、郷土に対する誇りと愛着の醸成につながるだけでなく、地域経済を牽引する地域活性化の切り札としても、大きな注目を集めています。そこで、検討にあたっては、関係者から聴取した三重県観光への期待や提案を、できる限り反映させていくことが必要です。

（1）条例

「条例の骨子案」に対して、県議会をはじめ、関係者からいただいた意見を基に、条例の目的、基本理念のほか、県の責務や各主体に期待する役割等について、再度整理を行い、「条例の骨子案・修正版」をまとめました。

（2）三重県観光振興基本計画（仮称）（以下、「基本計画」という。）

条例の基本理念を実現し、観光戦略を着実に展開するためには、観光施策を総合的かつ計画的に推進する「基本計画」についても、条例検討と合わせて策定していくことが重要であり、その構成案についてまとめました。

3 今後の進め方

引き続き、関係者の参画を得て取組を進めることにより、三重県の特徴や独自性を盛り込んだ条例とともに、基本計画の内容を具体化させていきます。

これらの状況については、適時、県議会にも報告し、今後の進め方について意見をいただきながら、条例案については、2回目となるパブリックコメントの実施を経て、本年第3回定例会9月会議において提案できるよう準備を進めています。

また、基本計画案についても、今後、地域での意見交換会等を開催し、地域の実情を把握するとともに、「新しい県政ビジョン」との整合性も図りながら、今年度中に提案できるよう策定を進めています。

7 三重の観光営業拠点事業の実施について

1. 背景

観光産業は、長引く経済不況や東日本大震災の影響等により厳しい状況が続き、さらに観光地間競争についても一段と激しさを増しています。

また、近年の傾向として、旅行ニーズの多様化や市場環境の変化が進行し、地域が主体となって企画した旅行商品（以下「地域企画型旅行商品」という。）への需要拡大が見込まれます。

こうした状況変化に的確に対応し、三重県内の地域企画型旅行商品等を市場において流通させる取組が必要となっています。

2. 事業の概要

このため、県内の市町等と協働し、地域の観光資源を近年の消費者ニーズに合わせて磨き上げ、地域企画型旅行商品等として流通促進を図る「三重の観光営業拠点事業」を実施し、県内への一層の誘客や県内での消費額の拡大等を促進していきます。

構成事業として、

- ①観光と物産を連携させ、高付加価値化した地域企画型旅行商品を旅行会社等の事業者に営業・販売し、また消費者ニーズにあわせた地域資源の磨き上げ等に係る助言を県内各地域に行う「マーケティング&セールス事業」
- ②首都圏において、三重の観光情報と物産品をPRする期間限定「トライアルショップ」

を開設し、観光客の来訪の機会や周遊性・滞在性を高め、消費拡大につなげることによって、地域経済の活性化と三重県観光の持続的な発展を促進していきます。

3. 今後の予定

今後、市町等への事業説明会を行い、参画していただける市町等と協働して、「三重の観光営業拠点運営協議会（仮称）」を立ち上げ、「三重の観光営業拠点事業（「マーケティング&セールス事業」及び期間限定「トライアルショップ」）について広く受託事業者を公募し、最も優秀な提案を行った事業者と委託契約を締結して事業を進めていきます。

なお、「トライアルショップ」の設置については、首都圏における本県の情報発信機能を強化するとともに、出店の効果等を分析して今後情報発信・誘客戦略に活かしていきます。

8 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成23年2月14日～平成23年5月8日)

(農水商工部)

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県農村地域資源保全向上委員会 |
| 2 開催年月日 | 平成23年3月24日 |
| 3 委員 | 委員長 二重大学 准教授 大野研 委員 三重大学 助教 伊藤良栄 (有)伊勢文化舎 顧問 乾淳子 奥山環境デザイン事務所 奥山壽一 コクド鑑定・調査(株) 丸山小より |
| 4 諮問事項 | ① 中山間ふるさと水と土保全対策について ② 農地・水・環境保全向上対策について |
| 5 調査審議結果 | ① 中山間ふるさと水と土保全対策について 平成22年度の実施状況の報告 • 調査・研究事業 暗渠排水工事等の実施（水田の有効利用と景観の保全を図るため。） • 研修事業 「坂本棚田石積み体験」の開催 • 推進事業 農村環境創造事業を2地区実施 • 啓発活動 全国活動情報誌の配布、「三重の里いなか旅のススメ2010」を増刷 委員からの意見 • 調査・研究事業 暗渠排水工事に、地域住民の知識・経験を活用してはどうか 計画期間を定め目標を決めた方がよい • 啓発活動 「三重の里いなか旅のススメ」等の冊子を通じて棚田保全に繋がるような情報発信をしてはどうか ② 農地・水・環境保全向上対策について 平成22年度の取組状況の報告 • 平成23年1月時点 活動組織数315、協定面積15,127ha • 「美し国おこし三重」との連携 各地域事例発表会や座談会への参加実績 新制度の概要説明 • 「農地・水保全管理支払」施設の長寿命化対策の拡充 • 「環境保全型農業直接支援対策」直接支払制度への移行 委員からの意見 • これまでの地域の取組を踏襲し、施設の長寿命化対策において、環境への配慮と活動者に活気を与えるような新制度を進めていくこと。 • 平成23年1月に開催した「農地・水・環境保全向上対策みえのつどい2010」において、一般参加者も含めたイベントで盛況におこなわれたことに評価をいただき、次回の企画について、より多くの一般参加を促す企画提案 |
| 6 備考 | 次回は、平成23年7月上旬に開催の予定。 |

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県中山間地域等直接支払制度検討委員会 |
| 2 開催年月日 | 平成23年3月15日 |
| 3 委員 | <p>委員長 三重大学大学院 教授 石田正昭 委員 三重県消費者団体連絡協議会 会長 植村静子 田舎の匠 奥山壽一 NPO法人伊勢志摩NPOネットワーク の会事務局 森本かおり</p> |
| 4 諒問事項 | 中山間地域等直接支払制度について |
| 5 調査審議結果 | <p>中山間地域等直接支払制度について 次の3点について説明を行いました。</p> <p>① 中山間地域等直接支払制度（第3期対策、H22～26）の概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に交付金を支払う。 集落で農地の管理方法等を決めた「集落協定」を締結。 第3期対策での見直し概要は、要件（集団サポート型）「集団的かつ持続可能な体制整備」の新設。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 農業の継続が困難となる農地が生じた場合に、誰がどのように管理するのか集落協定に位置づけることにより、交付金を受けることが可能。 </div> <p>② 平成22年度の県内実施状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当市町：15、集落協定数：210、 協定面積：1612ha、交付総額：246百万円 （H23年2月末現在） <p>③ 三重県内の取り組み事例の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 湯舟登龍尾集落（伊賀市） 「農地・水・環境保全向上対策と連携して取り組む」 桂畑集落（津市） 「機械・農作業の共同化に取り組む」 二之瀬集落（いなべ市） 「共同作業により担い手育成に取り組む」 <p>委員からは、次のとおり意見をいただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3期対策から制度が改正され、取り組みやすくなった点は評価できる。 追加された要件（集団サポート型）は高齢化が進む集落にとって、集落ぐるみで農地を維持する効果的な制度であるため、本制度を活用して農村を守るべきである。 |
| 6 備考 | 次回は、平成24年3月上旬に開催の予定。 |

(農水商工部)

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県大規模小売店舗立地審議会 |
| 2 開催年月日 | 平成23年4月15日 |
| 3 委員 | 会長 森田 優己(桜花学園大学教授) 副会長 野呂 雄一(三重大学准教授) 委員 松本 幸正(名城大学教授) 土屋 由紀(愛知教育大学等非常勤講師) 宮崎 幸恵(東海学園大学教授) 寺島 貴根(三重大学准教授) |
| 4 質問事項 | 「(仮称)ニトリ伊勢店」(伊勢市御薙町)の新設に係る届出について |
| 5 調査審議結果 | <p>「(仮称)ニトリ伊勢店」(伊勢市御薙町)の新設に係る届出について</p> <p>事務局から届出資料に基づき、駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項及び廃棄物に係る事項等について説明を行いました。</p> <p>委員からの指摘事項はなく、結審しました。</p> |